## 第4次寝屋川市地域福祉計画(素案)〈概要〉

## 第4次計画策定の趣旨

- ●地域共生社会の実現に向けて改正された社会福祉法を踏まえ、包括的な支援体制整備、権利擁護の推進や地域福祉を担う多様な人づくりの推進を図る。
- ●第4次計画では、多様な地域福祉課題に対応するため、包括的な支援体制整備を進め、孤立の防止や制度の狭間を埋めるなど地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組む。
- ●新型コロナウイルス感染症の影響下におけるエッセンシャルワーカー(保育や介護サービスの提供など生活の維持に欠かせない活動を行う人々)による地域福祉活動を支援する。

## 計画の位置付け・基本理念・計画期間

- ■位置付け:
- ①社会福祉法第 107 条の規定による市町村地域福祉計画 各福祉分野が共通して取り組むべき事項等を記載し、制度の狭間を埋める地域福祉の セーフティネットの拡充等について定める
- ②成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定による成年後見制度利用促進計画
- ③再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定による地方再犯防止推進計画
- ■基本理念:

『地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実』

- ■計画期間:令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)まで(5年間)

















## 地域福祉を推進する重点取組





